

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年12月16日（平成28年（行個）諮問第181号）

答申日：平成30年3月26日（平成29年度（行個）答申第215号）

事件名：本人に対する労災保険給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成28年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年7月1日付け東労発総個開第28-297号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 部分開示頂いた特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式を確認したところ、会社側が提出した事業主申立書や証明拒否の理由書に事実と異なる内容が多数記載されていることを確認した。
- (2) また、特定労働基準監督署の特定職員に確認したところ、労災調査において会社関係者が伝えた内容と、私が会社の人事担当者等から得た資料において、事実関係が食い違っている点があるとのお話を頂いた。
- (3) 会社関係者が労災認定を阻止する目的で、労災調査において意図的に虚偽の内容を伝えた可能性が高い。また、会社は労働基準法等、法律で定める労働条件の周知すら行っておらず、賃金（残業代、賞与）の未払い等、法律違反行為も行っていた。そのような会社側関

係者の提出した資料や供述内容は信用性に欠けると考える。

- (4) 労災調査官が下された労災不支給決定の理由（総合判断や発病前6ヶ月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価，労働時間を認定した根拠等についても誤り，あるいは事実と異なる情報に基づき判断を下されている箇所がある。労災の調査期間中に，私から請求した事により会社から未払い残業代が支給されたが，労働時間を認定した根拠等に反映されていない等）。
- (5) 労災請求の不支給決定に関して異議がある為，現在審査請求を行っているが，事実に基づく審査を行って頂きたい為，情報の全部開示を願いたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は，平成28年5月24日付けで，処分庁に対して，法12条1項の規定に基づき，「請求人が平成28年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる，不支給決定理由がわかる調査結果復命書一式」に係る開示請求を行った。

イ これに対して，処分庁が平成28年7月1日付け東労発総個開第28-297号により部分開示決定（原処分）を行ったところ，審査請求者がこれを不服として，平成28年9月30日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については，法14条2号，3号イ及びロ並びに第7号柱書きに基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は，審査請求人が平成28年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる，不支給決定理由がわかる調査結果復命書一式である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号2，3，5の①，6の①，7の①，8の①，9の①，10の①，11の①，19の①，19の②，20の①，22の①，23，24及

び25の①の不開示部分は、審査請求者以外の氏名、印影など、審査請求者以外の個人に関する情報であって、審査請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、5の②、6の②、7の②、8の②、9の②、10の②及び11の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1の②、19の②、20の②、22の②及び25の②の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号20の③の不開示部分は、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報については、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5の②、6の②、7の②、8の②、9の②、10の②及び11の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求者以外の特定個人から聴取し

た内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号20の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記(ウ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該事業場が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 本来不開示とする部分について

文書番号1の18頁のうち、開示されている審査請求者以外の特定事業場職員の職氏名については、開示することにより事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす情報であり、法14条2

号及び7号の不開示情報に該当するため、本来は不開示とするべき情報である。

しかしながら、当該部分については、処分庁における誤った判断により、既に開示済みとなっているものである。

したがって、当該部分について、本来不開示とすべき情報であるが、既に原処分において開示した部分は請求者の知るところとなっているものであり、改めてこれを取り消し、不開示とすることは合理的でないため、当該情報については、原処分で開示した部分に限り、開示を維持するものとする。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成28年12月16日付け厚生労働省発基1216第7号により諮問した平成28年（行個）諮問第181号に係る諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、理由説明書の別表について、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり下線のとおり修正

ア 法14条2号の不開示情報

(略)

イ 法14条3号イの不開示情報

(略)

ウ 法14条3号ロの不開示情報

(略)

エ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、5の②、6の②、7の②、8の②、9の②、10の②及び11の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) (略)

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

(下線部分が追加・修正部分)

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法第14条該当号			
			2号	3号 イ	3号 ロ	7号 柱書
1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	① 1頁不開示部分、2頁不開示部分、4頁不開示部分、6頁ないし14頁不開示部分、18頁不開示部分、44頁不開示部分(②に掲げる部分を除く)、48頁不開示部分	○			○

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月19日 審議
- ④ 同年12月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 平成30年3月6日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成28年特定月日付けで特定労働基

準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号25に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番1について

(ア) 当該部分のうち44頁不開示部分は、医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で既に関示されている情報であり、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分については、審査請求人以外の第三者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3について

当該部分は、医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で既に関示されている情報であることから、同号ただし書イに該当し、開示すべき

である。

ウ 通番20について

当該部分は、特定事業場の組織図に記載された、特定事業場の役職者氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、同部署に所属していた審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番24について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の所属及び氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人の勤務期間中に、労働者に周知されるべき協定書に記載された氏名等であり、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

オ 通番27について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人の直属の所属長の氏名欄であり、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番4, 通番5, 通番7, 通番9, 通番11, 通番13, 通番15, 通番17, 通番19, 通番21, 通番27及び通番28について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名、住所、印影、職業、年齢及び生年月日であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とする

ことが妥当である。

(イ) 通番 2 4 及び通番 2 6 について

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名及び印影であり、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法 1 4 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 3 について

当該部分は、地方労災医員の署名及び印影であり、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成 1 7 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされている。

しかしながら、署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、上記（イ）と同様の理由により、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法 1 4 条 3 号イ該当性について

通番 2、通番 2 2、通番 2 5 及び通番 2 9 は、特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法 1 4 条 2 号及び 3 号イ該当性について

通番 2 0 は、一般に公にしていない特定事業場の労務管理に関する内部情報であり、これらを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イに該当し、同条 2 号につ

いて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番1について

- a 当該部分のうち、18頁の不開示部分である「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄は、特定事業場の関係者の氏名及び役職等が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名、役職及び聴取実施者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

- b 当該部分のうち、審査請求人以外の第三者の職氏名部分（上記aを除く。）については、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

- c その余の部分については、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 6, 通番 8, 通番 10, 通番 12, 通番 14, 通番 16 及び通番 18 について

a 通番 6, 通番 8, 通番 10 及び通番 12 のうち, 特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した被聴取者の署名及び印影部分については, それぞれ法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また, 当該部分は個人識別部分であることから, 法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 2 号に該当し, 同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

b その余の部分については, 特定労働基準監督署の担当調査官が, 審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり, 上記 (ア) c と同様の理由により, 法 14 条 7 号柱書きに該当し, 同条 2 号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

オ 法 14 条 3 号口及び 7 号柱書き該当性について

通番 23 は, 特定事業場が, 特定労働基準監督署に提出した申立書の内容であり, これを開示すると, 当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い, 労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど, 正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり, 労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 7 号柱書きに該当し, 同条 3 号口について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は, その他種々主張するが, いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ, 審査請求人は, 特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として, 東京労働者災害補償保険審査官に対し, 労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており, 原処分後, 上記労災保険給付に係る審査請求事件について, 東京労働者災害補償保険審査官による決定がなされ, 審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては, 当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが, 当該決定書の送付により, 当該決定書の記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから,

諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 原 処 分 に お い て 不 開 示 と さ れ て い る 部 分	5 不 開 示 情 報 (法 1 4 条 該 当 号)				6 開 示 す べ き 部 分
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7号 柱書 き	
1	精 神 障 害 の 業 務 起 因 性 判 断 の た め の 調 査 復 命 書	1	① 1 頁 不 開 示 部 分, 2 頁 不 開 示 部 分, 4 頁 不 開 示 部 分, 6 頁 不 開 示 部 分, 1 4 頁 不 開 示 部 分, 1 8 頁 不 開 示 部 分, 4 4 頁 不 開 示 部 分 (② に 掲 げ る 部 分 を 除 く。), 4 8 頁 不 開 示 部 分	○			○	1 頁 不 開 示 部 分, 2 頁 不 開 示 部 分, 1 3 頁 不 開 示 部 分 の う ち 認 定 事 実 欄 の 不 開 示 部 分, 4 4 頁 不 開 示 部 分
		2	② 4 4 頁 事 業 場 印 影 部 分		○			
			③ 1 5 頁 不 開 示 部 分, 1 6 頁 不 開 示 部 分,	新 た に 開 示				
2	専 門 医 等 の 意 見 書 の 送 付 に つ い て	3	2 頁 署 名, 印 影 部 分, 3 頁 印 影 部 分, 4 頁 署 名, 印 影 部 分, 3 9 頁 署 名, 印 影 部 分, 4 0 頁 署 名, 印 影 部 分, 4 1 頁 署 名, 印 影 部 分	○				2 頁 署 名, 印 影 部 分, 3 頁 印 影 部 分, 3 9 頁 署 名, 印 影 部 分, 4 0 頁 署 名, 印 影 部 分, 4 1 頁 署 名, 印 影 部 分
			2 頁 不 開 示 部 分 (署 名, 印 影 部 分 を 除 く。), 4 頁 不 開 示 部 分 (署 名, 印 影 部 分 を 除 く。), 5 頁 不 開 示 部 分	新 た に 開 示				

3	診療報酬明細書（写）の送付について	4	1頁不開示部分	○				
4	電話聴取書①等		-					
5	聴取書①	5	① 1頁2行目3文字目ないし最終文字，3行目3文字目ないし最終文字，4行目3文字目ないし最終文字，5行目7文字目，8文字目，10文字目，12文字目，16文字目，17文字目	○				
		6	② 1頁8行目ないし14頁4行目	○			○	
6	聴取書②	7	① 1頁2行目3文字目ないし最終文字，3行目3文字目ないし4行目最終文字，5行目3文字目ないし最終文字，6行目7文字目，8文字目，10文字目，12文字目，13文字目，17文字目，18文字目	○				
		8	② 1頁9行目ないし7頁19行目	○			○	
7	聴取書③	9	① 1頁2行目3文字目ないし3行目最終文字，4行目3文字目ないし最終文字，5行目3文字目ないし最終文	○				

			字, 6行目7文字目, 8文字目, 10文字 目, 11文字目, 13 文字目, 14文字目, 18文字目, 19文字 目					
		1 0	②1頁9行目ないし1 1頁19行目	○			○	
8	聴取書 ④	1 1	①1頁2行目3文字目 ないし最終文字, 3行 目3文字目ないし4行 目最終文字, 5行目3 文字目ないし最終文 字, 6行目7文字目, 8文字目, 10文字 目, 12文字目, 13 文字目, 17文字目, 18文字目	○				
		1 2	②1頁9行目ないし7 頁10行目	○			○	
9	電話聴 取書②	1 3	①1頁2行目7文字目 ないし最終文字, 3行 目3文字目ないし最終 文字	○				
		1 4	②1頁7行目ないし7 頁1行目	○			○	
1 0	電話聴 取書③	1 5	①1頁2行目7文字目 ないし最終文字, 3行 目3文字目ないし最終 文字	○				
		1 6	②1頁7行目ないし5 頁3行目	○			○	
1 1	電話聴 取書④	1 7	①1頁名称, 担当者欄 の記載部分, 2頁2行 目7文字目ないし最終 文字, 3行目3文字目 ないし5文字目	○				

		1 8	② 1 頁内容欄の標題， 記載部分の不開示部 分， 2 頁 7 行目ないし 1 8 行目不開示部分	○			○	
1 2	申立書		-					
1 3	参考資 料		-					
1 4	書類送 付のご 案内等		-					
1 5	事業場 提出資 料①		-					
1 6	事業場 提出資 料②		-					
1 7	事業場 提出資 料③		-					
1 8	事業場 提出資 料④		-					
1 9	事業場 提出資 料⑤	1 9	① 2 頁不開示部分	○				
		2 0	② 8 頁不開示部分， 9 頁不開示部分	○	○			9 頁不開示 部分の購買 部分の役職 氏名部分
2 0	事業場 提出資 料⑥	2 1	① 1 頁担当者氏名及び 担当者印影部分	○				
		2 2	② 1 頁法人印影部分		○			
		2 3	③ 不開示部分全て（上 記①及び②に掲げる部 分を除く。）			○	○	
2	就業規		-					

1	則						
2	事業場 提出資料⑦	2	① 1頁労働者代表の所属，氏名，印影部分， 2頁労働者代表氏名， 印影部分	○			1頁労働者 代表の所属，氏名
2		2					
2	事業場 提出資料⑧	2	1頁署名部分	○			
2	事業場 提出資料⑨	2	3頁不開示部分，7頁 ないし18頁不開示部 分	○			8頁ないし 18頁不開 示部分
4							
2	事業場 提出資料⑩	2	① 1頁不開示部分，2 頁ないし13頁不開示 部分（②で掲げる部分 を除く。），14頁な いし17頁不開示部分	○			
5		2					

注) 理由説明書の文書番号1の不開示理由については，別表で示された方が適切であり，本文の一部に誤植があったために，当審査会事務局で訂正した。
また，理由説明書の別表の文書番号20の③についても誤植があったために，当審査会事務局で訂正した。